

◎岡山県告示第百四十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

玉野市田井三丁目一一八〇番一の一部、一一八〇番二の一部、一一八二番の一部、一一八五番一の一部、一一八五番二の一部、一一八五番三の一部、一一八五番六の一部、一一八五番七、一一九〇番三の一部、一一九二番二、一一九二番九、一一九二番一〇の一部

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成三十一年二月十三日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。